

一般社団法人日本社会人バスケットボール連盟

『 ユニフォーム 規 程 』

第1条 (趣旨)

本規程は、公式試合におけるユニフォームに関する事項について定める。また本規程に定め
ない事項については、JBAの競技規則およびユニフォーム規程を準用する。

第2条 (ユニフォーム)

本規程における「ユニフォーム」とは、ゲーム中、チーム・メンバー (プレイヤー、交代要員)
が、着用する「シャツ」と「パンツ」のことをいう。

2 ユニフォームの基本原則は、両チームははっきり識別できること。

プレイヤーの番号が審判とスコアラーにはっきり見えること。

3 本規程の内容にかかわらず、各チームは、現行のバスケットボール競技規則に述べられた規
程を遵守しなければならない。

第3条 (シャツのマークとロゴ)

マーク・ロゴを付ける場合は、チームメンバー全員が同じ色、同じデザインのマークやロゴ
を付けなければならないし、いかなる場合もシャツの色および番号がわかりにくくなるような
大きさデザインのものは認められない。

2 シャツに広告や商標等を付ける場合は、大会主催者に許可を受けなければならない。

3 大会主催者が認めた場合でも、シャツの前と背中にそれぞれ1スポンサーずつの最大2スポ
ンサーまでしか広告や商標等を付けてはならない。

4 広告や商標はそれぞれについて1行までと大きさは胸「50cm²」以下その他は「200cm²」以
下とする。

第4条 (パンツのマークとロゴ)

マーク・ロゴを付ける場合は、チームメンバー全員が同じ色、同じデザインのマークやロゴ
を付けなければならないし、いかなる場合もパンツの色および番号がわかりにくくなるような
大きさデザインのものは認められない。

2 パンツに広告や商標等を付ける場合は、大会主催者に許可を受けなければならない。

3 大会主催者が認めた場合でも、パンツのうしろに広告や商標等を付けてはならない。

4 パンツに付ける広告や商標は、1スポンサーまでとする。

5 広告や商標はそれぞれについて1行までとし大きさは「250cm²」以下とする。

第5条 (会場での広告や商標等の表示費用負担について)

大会主催者が、シャツ・パンツのマーク・ロゴを付けることを認めた場合でも、会場の借用
契約により広告費の負担を求められることがある。その場合はマーク・ロゴを付けたチームの
負担となる。

(附則)

1. この規程は、平成29年12月16日から施行するものとする。

以 上